

市場連動型小売電気料金の説明・情報提供について②

第64回制度設計専門会合 事務局提出資料

令和3年8月31日(火)



本日ご意見いただきたいこと

前回(7/30)の本会合では、市場連動型料金メニュー注の説明・情報提供のあり方について、需要家の理解促進の観点から、電力の小売営業に関する指針(以下、「小売営業GL」)に追加的な整備を行う方向性についてご議論いただき、事務局案にご賛同いただいたところ。

注:料金単価固定のメニューとは異なり、JEPXのスポット市場価格を参照して料金単価を変動させる料金メニュー

- その際、小売営業GLの改定内容について、事務局から小売電気事業者に対して遵守するよう要請を行った後、各者の対応状況の調査を期待する旨のご意見をいただいた。
- そのため、小売営業GL改定後は4ページの内容のとおり、市場連動型料金メニューに係る監視・フォローアップを実施することとしたく、ご意見をいただきたい。

(参考) 第63回制度設計専門会合(7/30) における主な御意見

- 市場連動型商品の状況について調査いただいたこと、どうもありがとうございます。(略) 小売ガイドラインへの条項の追記についても基本的に賛成いたします。これによって事業者の責任の自覚と意識の向上につながること、(略) ここに書くことが要請にもつながるというのは非常に期待するところで、とてもよい取組ではないかと思います。
- そこまで考えずに契約してしまった需要家さんも多くて、いろいろな批判が、特にこの市場高騰と相まって批判されてしまったのかもしれないのですけれども、今回このようにきちんと制度設計専門会合で情報提供の在り方として調査していただいて、「問題となる行為」「望ましい行為」と整理していただいたのは非常にありがたいなと思います。
- 「望ましい行為に記載した事項を実施するよう要請することとしたい」という、これがどのぐらい実効性を持つことになるのかというのは気になるところで、(略)特に翌日の電気料金単価を確認できる仕組みの導入というのは、需要家さんにとって特に値段が上がってくるような局面では重要で、(略)ぜひその辺りの確認、要請したことに対する対応結果も今後併せて調査していただければなと思いました。
- 市場連動料金は、この今冬の価格高騰で少しネガティブな捉え方をされてしまった部分はあると思うのですけれども、今後、需要家側の需要の柔軟性を活用していくためには非常に重要なメニューになると思いますので、ここは丁寧な、この小売ガイドラインの充実とともに、決して選択肢から落とすことのないようにしていただければなと思いました。

市場連動型料金メニューに係る監視・フォローアップについて

 前回会合のご意見も踏まえ、市場連動型料金メニューへの理解を促しつつ、普及を図る観点から、 以下のように基本的な対応をとることとしたい。なお、市場高騰時には、よりきめ細やかに対応し、 小売電気事業者に対しては、状況に応じた適切かつ柔軟な対応を行うよう要請していくこととしたい。

【基本的な対応】

需要の高まる夏季及び冬季を念頭に、半年に1回など定期的に、市場連動型料金メニューを販売している小売電気事業者の特定および契約件数や当該メニューの料金体系などの販売状況の調査を行うとともに、今回の改定内容である以下について、遵守状況を確認していくこととしたい。

〔**契約前の説明**について〕

- ▶ メリットしか説明しないような誤解を招く説明を行っていないか。(問題となる行為)
- ▶ 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明しているか。(望ましい行為)

〔契約後の情報提供について〕

▶ 需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入するなど、電気料金に関する情報提供の充実を図っているか。(望ましい行為)

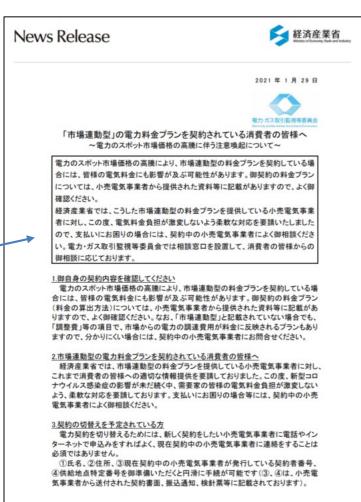
【市場高騰時の対応】

- 市場高騰時においては、市場連動型料金メニューを販売している小売電気事業者に対し、需要家への対応状況について随時確認を行い、電気料金に関する情報提供の充実等適切かつ柔軟な対応を行うよう必要に応じた要請を実施していくこととしたい。
 - ※監視の実施にあたっては、引き続き、国民生活センターとの連携も図っていく。

(参考) 市場高騰時における国民生活センターとの連携

- 電力・ガス取引監視等委員会事務局による消費者向けのプレスリリースを国民生活センターのHP にも掲載(2021年1月29日 ※電取委事務局によるプレスリリースと同日)。
- また、市場連動型料金メニューに関して、国民生活センターに相談が寄せられた際は、委員会の相談窓口を紹介するよう要請。





(参考) 小売営業GLの改定の方向性 (市場連動型料金に関する記載の充実)

- 市場連動型の小売料金については、価格が高騰するリスクもあることから、需要家がそのメリット・デメリット等について、十分に理解をしたうえで選択することが重要。
- こうした観点から、小売営業GLにおいて、市場連動型小売料金の契約前説明や契約後の情報提供について、以下のようにより明確に記載することとしてはどうか。

小売営業ガイドラインの改訂の方向性(案)

1)契約前説明について

- メリットしか説明しないような<u>誤**解を招く説明は、「問題となる行為」**</u>であることを明確化
- 過去の市場高騰例などを示して高騰リスクについてわかりやすく説明することを「望ましい行為」として記載。

2)契約後の情報提供について

- 需要家が翌日の電気料金単価を確認できる仕組みを導入することなど、電気料金に 関する情報提供の充実を「望ましい行為」として記載。
- ※こうした改訂とあわせて、電取委から各事業者に対し、望ましい行為に記載した事項を実施するよう要請することとしたい。